

令和6年第3回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年9月10日
招集場所 度会町議会議場
開議 令和6年9月10日（午前9時10分）
出席議員 1番 山北 佳宏 2番 大西 徹 3番 大野 原徳
 4番 中西 久博 6番 貞森 義和 7番 若宮 淳也
 8番 登 喜三雄 9番 西井 仁司 10番 濱岡 裕之
 11番 中森 慰
欠席議員 5番 長谷川多一

地方自治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|------------------|-------|------------------------|-------|
| 町 長 | 中村 忠彦 | 建設水道課長兼 環境水道担当課長 | 迫本 晃 |
| 副 町 長 | 西岡 一義 | 建設担当課長 | 阪口 昇吾 |
| 参 事 兼 総 務 課 長 | 中井 宏明 | 産業振興課長 | 西村 夏之 |
| 参 事 兼 みらい安心課長 | 山下 喜市 | 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 | 長谷川陽子 |
| 税務住民課長 | 森井 裕 | 代表監査委員 | 山下 幸生 |
| 保健子ども課長 | 作野 和幸 | 教育委員会教育長 | 中村 武弘 |
| 長寿福祉課長 | 西田 健 | 教育委員会事務局長 | 中井 均 |

議会の職務のために出席した者の職員氏名

| | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 岡谷 吉浩 | 書 記 | 山下 真樹 |
| 書 記 | 宇田 真希 | 書 記 | 西村 美紀 |

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案の上程（議案第54号～議案第70号）
- 日程第5 提案理由の説明（議案第54号～議案第70号）
- 日程第6 質疑（議案第54号～議案第70号）
- 日程第7 常任委員会付託（議案第54号～議案第68号、報告第4号、請願第1号～請願第4号）
- 追加日程第1 追加提出議案の上程（議案第71号）

追加日程第2 提案理由の説明（議案第71号）

追加日程第3 質疑（議案第71号）

追加日程第4 討論（議案第71号）

追加日程第5 採決（議案第71号）

日程第8 議員派遣の件

上程議案

議案第54号 令和6年度 度会町一般会計補正予算（第2号）

議案第55号 令和6年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第56号 令和6年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第57号 令和5年度 度会町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 令和5年度 度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号 令和5年度 度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 令和5年度 度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 令和5年度 度会町水道事業会計決算の認定について

議案第62号 度会町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 度会町税条例の一部を改正する条例について

議案第64号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第65号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第66号 度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第67号 度会町水道法施行条例の一部を改正する条例について

議案第68号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

議案第69号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第70号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第71号 工事請負契約の締結について

報告第4号 令和5年度度会町健全化判断比率及び資金不足比率について

請願第1号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求め

る請願書

請願第2号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

請願第3号 防災対策の充実を求める請願書

請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

◎開会の宣告

(9時10分)

○議長(若宮 淳也) ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、令和6年第3回度会町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、度会町議会会議規則第127条の規定によって、議長において指名いたします。

6番 貞森 義和 議員

8番 登 喜三雄 議員

◎会期の決定

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から9月19日までの10日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日から9月19日までの10日間に決定いたしました。

なお、今期定例会の日程は、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

◎諸般の報告

日程第3 諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による令和6年5月分から令和6年7月分までの出納検査の結果報告が提出されておりますので、細部につきましては、事務局において御高覧いただきたいと思います。

次に、今期定例会の議事説明員として、出席通知のありました者の職・氏名を一覧表にしてお手元に配付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

また、町長より広報掲載のための写真撮影の申出がありましたので、撮影の許可をいたしました。

なお、本日、5番 長谷川多一議員が欠席いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

◎議案の上程（議案第54号～議案第70号）

日程第4 本日、町長より提出されました議案第54号から議案第70号までを、お手元に配付いたしました議案一覧表により議題といたします。

◎提案理由の説明（議案第54号～議案第70号）

日程第5 それでは、提案者町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 忠彦） 皆さん、おはようございます。

令和6年第3回度会町議会定例会を招集させていただきましたところ、公私ともに何かと御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

初めに、元旦に発生した令和6年能登半島地震に続き、先月8日には宮崎県日向灘を震源とする最大震度6弱の巨大地震が発生をいたしました。

まずもって、被害に遭われた方々とその御家族の皆様に対しまして、謹んでお見舞いを申し上げます。

地震発生当日に、初めて気象庁から発表されました南海トラフ地震臨時情報に基づき、警戒意識を高めるとともに防災体制を構築する中、世界各地においては、地球温暖化による気候変動の影響や、海域での海水温度の上昇を要因に進路予測が困難な大型台風の発生が続いております。

先月末には、自転車並みの速度で日本列島を縦断した台風10号が、観測史上最大級となった断続的な大雨により、各地で河川氾濫や土砂崩れなどを引き起こし、甚大なる被害と住民生活に大きな影響を与えました。

改めて、災害に対する早めの備えと心構えの重要性を認識したところであります。

先般におきましては、宮川流域の冠水被害軽減に向け、本町から関係機関への申出と働きかけにより、長きにわたり懸案となっておりました三瀬谷ダムの事前放流の運用がようやく改善される運びとなりました。

町民の皆様におきまして、9月8日に実施しました町の総合防災訓練への多数の御参加をいただき、自らによる備えや自助・共助の大切さなど、さらなる防災意識の向上が図られたことかと存じます。

また、令和6年度の下半期を迎えるに当たりましては、国の政局では岸田政権から交代する新政権の動向を注視しながら、三重県など関係機関との連携の下、各種

施策や交付金事業の着実な遂行等に努めるなど、度会町の明るい未来のために尽力してゆく所存でありますので、引き続き、議員の皆様方の御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今期定例会に提案いたしました議案は、補正予算3件、決算認定5件、条例関係6件、その他3件の合計17議案でございます。

また、報告第4号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度度会町健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告させていただくものでございます。

それでは、議案の順に従いまして、それぞれの概要を御説明し、提案理由とさせていただきます。

初めに、議案第54号 令和6年度度会町一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ6,718万1,000円を追加し、予算総額を46億6,575万5,000円といたすものでございます。

このたびの補正予算は、地方交付税の追加に伴う財政調整や国・県からの補助金内示による予算補正のほか、現時点における事業費の精査など、今期定例会において予算措置が必要な事務事業予算を計上いたしております。

それでは、歳入から、科目の順に、主なものについて御説明申し上げます。

予算書7ページを御覧ください。

款9地方特例交付金につきましては、減収補填特例交付金へ234万5,000円を、款10地方交付税については、普通交付税へ522万1,000円を、このたびの交付決定を受け、それぞれ追加計上をいたしております。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金については、令和6年10月からの児童手当制度改正に伴いまして、システムの改修に要する費用などとして子ども・子育て支援事業補助金693万5,000円の追加をいたすものであります。

続く、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,300万円の追加が主なもので、こちらは、歳出において同額計上いたしております。住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の現時点での精査に伴う財源となります。

8ページを御覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金では、防災意識の高まりに伴う木造住宅の耐震化にかかる県補助金の精査のほか、今年度から県において創設されました耐震シェルターの設置促進に向けた地域減災力強化推進補助金50万円を加えた114万1,000円を追加し、また、目4農林水産業費県補助金では、新規就農者育成総合対策事業費補助金へ750万円を追加計上いたしております。

また、目6土木費県補助金171万3,000円の減額は、地籍調査事業費補助金の交付

決定に伴い、予算計上をするものであります。

9ページを御覧ください。

款20諸収入、項3雑入、目1雑入113万5,000円の追加につきましては、節2民生費雑入にて、令和5年度における障害者地域相談支援事業委託料の精算による返還金54万7,000円などが、主な内訳となっております。

次の款21町債においては、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことから、75万円を減額計上しております。

なお、地方債につきましては、4ページの第2表 地方債補正に、このたび、変更となります限度額のほか、起債の目的、起債の方法などを含め、お示しいたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

引き続き、歳出の概要につきまして、科目の順に御説明申し上げます。

10ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目14住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費では、先ほど歳入にて御説明いたしました低所得者への給付と定額減税の一体措置にかかる事業予算となります。

当該予算につきましては、さきの6月定例議会にて国の試算に基づき概算計上をいたしておりましたが、適正かつ速やかな給付に向け、改めて精査を施し、4,300万円の追加をいたしております。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費193万円の追加については、節27繰出金における一般会計から国民健康保険特別会計への138万円の繰出金が主な内訳となっております。

11ページを御覧ください。

項2児童福祉費、目2児童措置費、節12委託料につきましては、歳入における国からの子ども・子育て支援事業補助金を財源に、このたびの児童手当制度改正に必要なとなるシステムの改修委託料として、572万6,000円を追加計上いたしております。

12ページを御覧ください。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金につきましては、農業機械の購入にかかる助成費100万円のほか、新たな就農者がイチゴハウスを新設するに当たっての国等による新規就農者育成総合対策事業費補助金750万円を合わせ足し、850万円の追加をいたすものであります。

13ページを御覧ください。

項2林業費、目2林業振興費、節12委託料の100万円につきましては、森林環境譲与税関連の各種業務委託料の精査による追加計上となります。

14ページを御覧ください。

款8消防費、項1消防費、目3消防費、節18負担金補助及び交付金につきまして

は、歳入においても御説明いたしました木造住宅耐震化等の要望に基づく支援補助金へ218万8,000円を、耐震シェルター設置促進事業補助金への100万円を内訳に、318万8,000円を追加計上いたしております。

以上をもちまして、議案第54号 令和6年度度会町一般会計補正予算の概要説明とさせていただきます。

引き続き、議案第55号からは、副町長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（若宮 淳也） 引き続き、西岡副町長より提案理由の説明を求めます。

西岡副町長。

○副町長（西岡 一義） それでは、町長に代わりまして、順次御説明いたします。

議案第55号 令和6年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を御覧ください。

過去の実績から見込んでおりました一般被保険者における保険給付費の精査のほか、令和5年度療養給付費等の確定に伴い、県等への返還金を追加するなど、歳入歳出それぞれ9,083万2,000円を追加し、予算総額を9億2,719万円といたすものでございます。

続きまして、議案第56号 令和6年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）を御覧ください。

歳入歳出それぞれ4,915万円を追加し、予算総額を11億6,236万6,000円といたすものであります。

まず、6ページの歳入におきましては、款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金では、今回の補正予算編成における財源調整として4,857万円を追加計上しております。

続きまして、7ページの歳出でございますが、款3基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金へ631万9,000円を追加し、次の款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金につきましては、令和5年度における介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴う国県等への返還金として4,210万7,000円を追加計上いたしております。

次の議案第57号から議案第61号までは、令和5年度の各会計の決算認定議案で、地方自治法等の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細な内容につきましては、予算決算常任委員会等におきまして、関係課長等から実質収支に関する調書によって御説明いたします。

まず、議案第57号 令和5年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、決算書末尾の155ページを御覧ください。

1. 歳入総額は45億4,896万1,781円、2. 歳出総額43億6,927万2,727円、3. 歳入歳出差引額1億7,968万9,054円、4. 翌年度へ繰り越すべき財源の7,771万1,000円を控除した5. 実質収支額は1億197万8,054円となりました。

次に、議案第58号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。決算書末尾の31ページを御覧ください。

1. 歳入総額は9億4,642万1,194円、2. 歳出総額8億5,343万4,580円、3. 歳入歳出差引額及び5. 実質収支額は、同額の9,298万6,614円となりました。

次に、議案第59号 令和5年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。決算書末尾の33ページを御覧ください。

1. 歳入総額は10億6,902万3,564円、2. 歳出総額10億5,767万3,101円、3. 歳入歳出差引額及び5. 実質収支額は、同額の1,135万463円となりました。

次に、議案第60号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。決算書末尾の15ページを御覧ください。

1. 歳入総額は2億3,111万3,499円、2. 歳出総額2億2,890万9,056円、3. 歳入歳出差引額及び5. 実質収支額は、同額の220万4,443円となりました。

次に、議案第61号 令和5年度度会町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

内訳につきましては、令和5年度度会町水道事業会計決算書に記載しております、まず、1ページの収益的収入及び支出では、収入が税込決算額で2億7,046万3,218円となり、次に、2ページの支出では2億7,828万9,711円、3ページの資本的収入及び支出におきましては、収入が2億4,698万8,748円、支出は4ページのとおり、2億7,699万6,996円となりました。

続きまして、議案第62号 度会町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、令和6年12月2日から健康保険証が廃止されるため、福祉医療事務における国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者情報の取得に際し、個人番号を利用した庁内連携が必要となることから、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第63号 度会町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税の課税標準の特例割

合を定めるとともに、その他所要の規定の整備を行うため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第64号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、令和6年12月2日から健康保険証が廃止されるため、国民健康保険法に定める過料の規定が削られることから、関連する条文を削除するとともに、引用する条項を改めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第65号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び、次の議案第66号 度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2議案でございますが、共に、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、引用条項のずれが生じたことから、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第67号 度会町水道法施行条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和6年4月1日に水道法の一部改正が施行され、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第68号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規約別表第1に規定する被保険者証等の用語を整理することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第69号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員として、脇出369番地、門野隆一氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

続きまして、議案第70号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

度会町固定資産評価審査委員会委員として、新たに、大野木1710番地、藤本宏氏

を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

以上をもちまして、提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、議案の詳細につきましては、追って各委員会におきまして、それぞれ担当課から御説明申し上げますので、何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若宮 淳也） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

暫時、休憩いたします。

（9時41分休憩）

（9時55分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎質疑（議案第54号～議案第70号）

日程第6 これより、議案に対する質疑を行います。

議案第54号 令和6年度度会町一般会計補正予算（第2号）に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第54号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第55号 令和6年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第56号 令和6年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第55号、議案第56号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第57号 令和5年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

登喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） 登喜三雄です。令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定についてについて質問をさせていただきます。

収入済額、支出済額につきましては、監査委員さんもお見えになっております。

つぶさに監査をしていただいております。内容につきましては、また、予算決算常任委員会のほうでお伺いすることといたしまして、私は、予算に対する考え方について御質問をさせていただきたいと思っております。

いわゆる総計予算主義と調定額の乖離についてでございます。今回の決算額、予算総額は48億6,200万円余り、また、調定額につきましては46億2,000万円余り、その差額2億4,100万円余りとなっております。歳入歳出予算とも普通は、私の経験上は、調定額の9割程度に、今回減額補正すべきであったのではないかとということでございます。現に、これでも収入未済額が6,852万3,000円余り発生しております。また、不用額は2億3,700万円余りをにらみながらの予算の執行に疑問を覚えます。言い換えれば、予算の提案、執行権は町長さんにあります。また、その予算の議決権は、もちろん議会にあります。この基本を大切にしてほしいとの思いでございます。御所見をお伺いしたいと思っております。

○議長（若宮 淳也） 中井参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中井 宏明） それでは、御質疑のございました決算書におけます未収額と不用額につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

このことにつきましては、以前にも御指摘をいただいておりますのでございまして、財政担当課といたしましても補正など、予算編成のたびに調整を図ってまいったところでございます。

まず、歳入につきましては、決算書の4ページでございますけれども、予算現額と収入済額との比較でございます約3.1億円が御指摘の未収額でございます。予算との剥離が大き過ぎるので、もっと精査に努めるべきというような内容の御指摘かと思っております。御承知のことかと思っておりますけれども、この3.1億円の内訳につきましては、翌年度に繰り越す明許予算が2.5億円となりまして、繰越し処理を行うに当たりまして、ここに未収金として残す必要がございますので、実際に剥離となります未収金につきましては、その差額の6,000万円ほどとなろうかと思っております。

次に、歳出でございますけれども、同じ要領で予算現額と支出済額との比較の約4.9億円から翌年度の繰越額の2.5億円を差し引いた2.4億円が不用額となりまして、ここから有事の際に備えとく予算など、合わせ足した約3,000万円ほどを除きますと、実際の不用額は約2.1億円になろうかと思っております。

それぞれの不用額の内訳であったり、また、詳細につきましては、また、その要因につきましては、ちょっと時間の関係もございまして、この後の予算決算常任委員会等で必要により、御質疑いただけますとありがたく存じます。

昨年度の登議員さんからの御指摘や御指導のおかげをもちまして、以前よりは、改善の方向にあるかと思っておりますが、今後も財政担当課といたしましても、より一層、各課との調整を図りながら収入未済額や不用額を抑える適正な予算編成に努め

てまいりたいと思いますので、引き続き御理解、御指導のほど、よろしくお願いいたします。

担当課からは、以上でございます。

○議長（若宮 淳也） 登喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございます。おおむねは分かったんですけども、やはり総計予算主義の考え方に立ち戻るわけなんですけれども、いわゆるその年度の歳出予算、これは、いろんな住民への福祉サービスが盛り込まれております。これをもちまして、議会といたしましても、ええことをやっていただけるなというようなことで議決をさせていただいているところだと思います。その財源は歳入でもって、その年度の歳入でもって手当をすることなんですけれども、簡単に言いますと、やはり歳出予算が議決されたら、これは、1円でも安く利口に始末をして決算を求めると、これが基本の考え方でございます。

また、歳入は一方、1円でも多く調定額でもって表しながら、1円でも多く歳入を見込むと。それによりまして、歳入歳出がバランスが取れて、いわゆる黒字決算が結ばれるということでございます。

今回の繰越明許の関係もあるんだと思いますけれども、歳入予算額が不足する、そのときに歳出予算額が基本的には、目いっぱい支出負担行為を認めていただいても、それでもって決算が結ばれるということになるかと思えます。というようなことで、やはり総計予算主義というのは、歳入歳出バランスを取りながら編成するのが建前になっております。今後とも、そのような基本に立ち返りながら、予算の編成をしていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（若宮 淳也） ほかに質疑のほうございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） それでは、議案第57号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第58号 令和5年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 令和5年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号 令和5年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第58号、議案第59号、議案第60号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第61号 令和5年度度会町水道事業会計決算の認定についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第61号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第62号 度会町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議案第63号 度会町税条例の一部を改正する条例について、議案第64号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第62号、議案第63号、議案第64号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第65号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第66号 度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第65号、議案第66号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第67号 度会町水道法施行条例の一部を改正する条例について、議案第68号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 質疑なしと認めます。

議案第67号、議案第68号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第69号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議案第70号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてですが、人事案件でございますので、質疑を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(若宮 淳也) 異議なしと認めます。

◎常任委員会付託（議案第54号～議案第68号、報告第4号、請願第1号～請願第4号）

日程第7 ただいま議題となっています議案第54号から議案第68号、報告第4号については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

人事案件でございます。議案第69号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議案第70号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてについては、度会町議会会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号、議案第70号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

なお、今期定例会において、本日までに受理いたしました請願4件につきましては、お手元に配付いたしております請願書の写しを請願文書表のとおり、所管常任委員会に付託いたしますので審査をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

（10時9分休憩）

（10時10分再開）

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、中村町長より提出されました議案第71号 工事請負契約の締結についてを日程に追加し、追加日程といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号を追加日程とすることに決定いたしました。

◎追加提出議案の上程（議案第71号）

追加日程第1 議案第71号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

◎提案理由の説明（議案第71号）

追加日程第2 それでは、議案第71号 工事請負契約の締結についてに対し、町

長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、追加議案の提案説明をさせていただきます。

議案第71号 令和6年度町改第8号緊急防災・減災事業田口大橋橋梁耐震補強工事に係る工事請負契約の締結についてでございます。

度会町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による予定価格が5,000万円以上の工事であるため、工事請負契約の締結について町議会の議決を求めるものであります。

契約金額1億9,580万円、契約の相手方、多気郡大台町上三瀬863番地2、山二建設株式会社 代表取締役 西山啓司とするものでございます。

以上、提出議案の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎質疑（議案第71号）

追加日程第3 これより、議案に対する質疑を行います。

議案第71号 工事請負契約の締結についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

議案第71号に対する質疑を打ち切ります。

議案第71号は、度会町議会会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

◎討論（議案第71号）

追加日程第4 これより、討論を行います。

議案第71号 工事請負契約の締結についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 討論なしと認めます。

議案第71号 工事請負契約の締結についてに対する討論を打ち切ります。

◎採決（議案第71号）

追加日程第5 これより、採決を行います。

議案第71号 工事請負契約の締結についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

◎議員派遣の件

続きまして、日程第8 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしましたとおりに派遣することにいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元にお配りをいたしましたとおりに派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合は、議長に一任していただきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

◎閉議の宣言

本日は、これにて散会いたします。

（10時15分）